



# 国内旅行 総合保険



## 国内旅行傷害保険特約セット 傷害保険

家族旅行、グループ旅行など宿泊を伴う旅行中の傷害事故を補償します。(自宅を出発して帰宅するまでが対象)  
※ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー搭乗等の危険なものは除きます。

### 【加入要件】

- ①代表者の方の署名または捺印
- ②参加者名簿(氏名・生年月日・性別)
- ③申込人数の保険料

契約最低保険料 **500円**

### ■保険金額一覧表■(1名あたり)

		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
保険金額	死亡・後遺障害(1泊2日)	130万円	260万円	495万円
	死亡・後遺障害(3泊4日)	215万円	290万円	540万円
	死亡・後遺障害(6泊7日)	185万円	355万円	790万円
	入院保険金(日額)	3,000円	5,000円	7,500円
	通院保険金(日額)	2,000円	3,000円	5,000円
保険料	1泊2日まで	170円	270円	450円
	3泊4日まで	220円	330円	550円
	6泊7日まで	250円	400円	700円

- ※ 旅行中のケガが原因で手術された場合、入院保険金日額の10倍(入院中)、または5倍(外来)の手術保険金をお支払いします。  
● このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店またはお近くの損保ジャパンまでお問い合わせください。  
● ご加入に際しては、商品パンフレットおよび重要事項等説明書を必ずご参照ください。

お申込み・お問い合わせ(取扱代理店)

マツダエース株式会社 ライフサポート本部 保険サービス部

〒735-0028 広島県安芸郡府中町新地3番1号

TEL:(082)565-6541 **広島 直通** 受付時間:10:00~18:30 mail:hoken@mazdaace.co.jp

TEL:(0835)29-3316 **防府 直通** 受付時間:9:00~18:00 mail:hofu@mazdaace.co.jp

(引受保険会社)

損害保険ジャパン株式会社  
自動車開発第三部 マツダ室

〒730-8712 広島市中区紙屋町1-2-22

TEL:082-243-6513 受付時間:平日9:00~17:00

承認番号: SJ23-15762 承認日: 2024/02/27

# 国内旅行総合保険のあらまし

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
<b>死亡保険金</b>	旅行行程 <sup>(※)</sup> 中に日本国内において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 (※)「旅行行程」とは、申込書記載の旅行の目的をもって住居を出発してから住居に到着するまでの旅行行程をいいます。以下同様とします。	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 $\text{死亡保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額の全額}$	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 故意または重大な過失</li> <li>■ 自殺行為、犯罪行為または闘争行為</li> <li>■ 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転</li> <li>■ 脳疾患、疾病または心喪失</li> <li>■ 妊娠、出産、早産または流産</li> <li>■ 外科的手術その他の医療処置</li> </ul>
<b>後遺障害保険金</b>	旅行行程中に日本国内において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合	その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 $\text{後遺障害保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額} \times \text{後遺障害の程度に応じた割合(4\%~100\%)}$	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為<sup>(※1)</sup>を除きます。)、核燃料物質等によるもの</li> <li>■ 地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合)</li> <li>■ 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見<sup>(※2)</sup>のないもの</li> <li>■ ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故(あらかじめ割増保険料をお支払いいただいたときは、お支払いの対象となります。)</li> <li>■ 自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故 など</li> </ul>
<b>入院保険金 (入院1日目から補償)</b>	旅行行程中に日本国内において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、入院された場合	事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 $\text{入院保険の額} = \text{入院保険料日額} \times \text{入院日数(事故の発生日から180日以内)}$	
<b>手術保険金</b>	旅行行程中に日本国内において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 <sup>(※1)</sup> ② 先進医療に該当する手術 <sup>(※2)</sup> (※1) 以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中に受けた手術の場合>の手術保険金をお支払いします。 <入院中に受けた手術の場合> $\text{手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 10(\text{倍})$ <外来で受けた手術の場合> $\text{手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 5(\text{倍})$	
<b>通院保険金 (通院1日目から補償)</b>	旅行行程中に日本国内において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、通院 <sup>(※)</sup> された場合 (※) 通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等 <sup>(※)</sup> を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。	事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 $\text{通院保険金の額} = \text{通院保険金日額} \times \text{通院日数(事故の発生の日から180日以内の90日限度)}$ (注) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	<ul style="list-style-type: none"> <li>(※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものかその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。</li> <li>(※2) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。</li> </ul>

※ ケガには、身体外部からの有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸入したときに急激に生ずる中毒症状を含みます。(細菌性食中毒、ウイルス性食中毒も含みます。)

※ テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。

- 国内旅行総合保険は傷害保険普通保険約款に国内旅行傷害保険特約をセットしたものです。
- 傷害保険の保険金は、政府労災保険・健康保険・生命保険・加害者からの賠償金などは関係なくお受取りになれます。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。
- 重複保険契約(身体の傷害を補償する他の傷害保険契約。積立傷害保険契約を含みます。))がすでにある場合は、ご契約時点で告知ください。
- 国内旅行総合保険をご契約される場合、保険期間は国内旅行のために住居を出発してから住居に帰られるまでの「旅行行程」にあわせて設定してください。この保険の保険期間は最長で1か月までとなります。保険期間中であっても、旅行行程開始前および旅行行程終了後に生じた事故に対しては、保険金をお支払いできません。
- 国内旅行総合保険のご契約者以外に保険の対象となる方(被保険者)がいらっしゃる場合には、その方にもこのチラシに記載したことからお伝えください。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用します。また、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(海外にある事業者を含みます。))に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。))の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。))については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱い代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせ願います。

- 取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客様からの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。
- 保険料をお支払いの際は、損保ジャパン所定の保険料領収証を発行することになっておりますので、お確かめください。
- 損保ジャパンは、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正な支払いを確保するため、保険契約や保険金請求に関する事項を一般社団法人日本損害保険協会へ登録します。損害保険会社等の間では、登録情報により、保険契約や保険金請求の状況について確認を行い、保険契約の存続または保険金支払いの参考とします。
- 保険証券は、大切に保管してください。なお、1か月を経過しても保険証券が届かない場合には、損保ジャパンまでご照会ください。
- 事故にあわれたら、ただちに取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知のない場合には、保険金をお支払できないことがありますのでご注意ください。
- 被保険者に保険金を請求できない事情があるときは、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できる場合があります。詳細は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。